

会費改定のお知らせとお願い

京都府社会保険協会の会費を令和2年度より改定いたします。

令和元年6月19日に開催されました理事会・評議員会におきまして、協会費の改定（案）が承認されました。

京都府社会保険協会の会費につきましては、昭和58年度より35年にわたり従前の金額をお願いしてきたところです。この間、近年の諸事情の中におきまして、事業の見直しや事務の効率化など経費削減をしながら事業展開をまいりました。今後の更なる事業の拡充、健全な運営を図るため会費を改定させていただきます。

今後も会員事業所様のご要望に沿った事業の展開に努めてまいりたいと存じますので、何卒ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

改定前
(昭和58年4月改定) 改定後
(令和2年4月改定)

被保険者数	会費年額	会費年額
1～9名	2,700円	3,200円
10～19名	3,100円	3,700円
20～49名	5,200円	5,900円
50～99名	7,800円	8,600円
100～199名	11,100円	12,200円
200～299名	13,000円	14,200円
300～499名	15,600円	17,000円
500～999名	18,200円	19,800円
1,000～1,499名	20,800円	22,600円
1,500～1,999名	26,000円	28,000円
2,000名以上	31,200円	33,500円